

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和7年度 第1回 【足立区公契約等審議会】	
事 務 局	総務部 契約課	
開催年月日	令和7年7月9日（水）	
開催時間	午前10時00分 ～ 午前12時00分	
開催場所	足立区役所11階 入札室	
出席者	飯塚 優子 会長	田中 真奈美 副会長
	鈴木 欽哉 委員	秦 邦昭 委員
欠席者		
会議次第	1 開会 2 議事 （1）定例審議 ・議案第1号 五兵衛橋架け替え工事（道路整備課工事第7号） ・議案第2号 ギャラクシティ大規模改修工事に伴う改修調査及び改修設計委託 ・議案第3号 西新井第二小学校スポーツ照明設備改修その他工事 ・議案第4号 テレビ通訳サービス業務委託 ・議案第5号 設備環境管理業務委託 3 報告事項 （1）令和7年度定期監査結果について （2）指名停止措置状況について（2月～5月） （3）令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について （4）低入札調査案件について（2月～5月） 4 その他事項 （1）定例審議案件の件数及び抽出方法について 5 閉会	
資 料	公契約等審議会資料	

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

・会議の公開について

○飯塚会長

審議會は公開としますが、非公開情報に関する審議については、議事を非公開とします。

ー全委員了承ー

2 議事

(1) 定例審議

・定例審議抽出説明

○田中副会長

定例審議案件の抽出理由ですが、工事契約案件と物品契約案件はともに、契約金額の大きいものや内容を確認したいものを抽出しました。

・工事契約3件

議案第1号 五兵衛橋架け替え工事

○工事契約係長

契約方式は施行能力審査型総合評価方式の条件付一般競争入札です。契約金額は16億600万円、契約の相手方は北野建設株式会社東京本社となっております。工事の内容は五兵衛橋の架け替え工事です。審議いただくのは、競争入札参加資格の設定内容、競争入札参加資格の審査結果、入札経過についてです。入札参加資格要件については、足立区の区内事業者認定基準に定める区内の本店または支店の事業者、もしくは建設業法の営業許可を受けている東京23区内の事業者です。申込日現在で橋りょう工事の共同運営格付がAまたはBであること、橋りょう工事で過去7年間の最高完成工事高の実績を求めています。また工事の業種について特定建設業の許可を受けていること、選任の管理技術者の配置を求めています。参加事業者の状況ですが、入札業者表のとおり3事業者

を選定しています。入札の経過については、3社のうち1社が辞退し、2社が参加となっています。辞退事由としては、技術者の配置が困難となったためとのことです。総合評価方式のため、価格点と技術点を算定し、総合点の高い北野建設株式会社を落札者として決定しています。

○秦委員

橋りょう工事は特殊な工事なので、事業者数が多くないということはわかりますが、今回は区外まで広げて相当数の事業者がいると思います。しかし、3社しか入札の申し出がなくて、実際に参加したのは2社です。東京23区内では相当数の事業者がいると思いますが、これだけの規模の工事で3社しか入札に参加していないことについては、どのように評価しますか。

○契約課長

工事の特殊性から参加できる事業者が少ないということがあります。また、総合評価方式で制限もあるので、参加事業者が少なくなっているのではないかと考えられます。

○秦委員

格付AとBの事業者は、区部で本店・支店をあわせてどのくらいあるのですか。

○契約制度改善担当係長

土木事業者はそんなに多くはないと考えます。

○秦委員

足立区の場合、総合評価方式を5割までもっていくことになっていますが、事業者にとって総合評価方式はどのように考えられているのですか。

○契約課長

区内の事業者からは、全て総合評価方式にしてほしいという意見がありますが、全てを総合評価方式にすることについては、事業者の書類作成上の負担が大きく、参加者も限られてくるなど、様々な課題もあります。令和6年度について総合評価方式を50%以上にすることは、達成されています。

○秦委員

23区の総合評価方式の状況はどうなっていますか。

○契約制度改善担当係長

各区により、総合評価方式の状況についてはかなり温度差があります。10件程度の区もあれば、かなりの数を発注している区もあります。

○鈴木委員

橋の架け替え工事は、先延ばしをせずに計画的に実施されているということによろしいでしょうか。

○道路整備課長

橋の架け替えや修繕については、長寿命化計画に基づいて実施されています。橋りょうについては、区内でできる事業者がいないため区外の事業者が発注しています。今のところ不調にはなっていないため、計画通り進められている状況です。

○田中副会長

この工事は、落札率が90%を切っており、落札率は悪くなく契約できています。

○飯塚会長

入札参加資格要件において、「5 足立区的最直近の工事成績評定点が60点未満でないこと。」とありますが、60点未満の割合はどのくらいですか。

○契約課長

ほとんどありません。年に数件あるかないかぐらいです。

○検査係長

検査係で現場を拝見する場合、法律や東京都公共工事の仕様に合っているのか、書類の不備や不整合があるかなど、確認するチェック項目が沢山あります。そして検査係と発注課の両方で点数を付け、合算して60点に満たなかった場合は、工事は赤点となり、しばらく指名されないことになります。

○飯塚会長

60点に満たなかった場合は、やり直しなどがありますか。

○検査係長

やり直しはあります。法的に満たしていない工事をそのままにすることは出来ないため、後日、やり直しや書類訂正等の報告を受けてから、最終的の合格を出しています。

○飯塚会長

工事の難易度によって、工事成績評定点が60点未満から上下するようなことはありますか。

○契約制度改善担当係長

総合評価方式においては、指名停止となる基準を60点未満としており、工事の難易度によって評定点の基準が上下するようなことはありません。

議案第2号 ギャラクシティ大規模改修工事に伴う改修調査及び改修設計委託

○工事契約係長

契約方式は条件付き一般競争入札、契約金額

は2億5605万円余、契約の相手方は株式会社佐藤総合計画です。参加資格要件については、共同運営格付が足立区内本店・支店事業者が申し込む場合は、建築設計の共同運営格付順位を申込日現在有すること、23区の事業者が申し込む場合は、建築設計の共同運営格付順位が申込日現在、1位から30位であることが条件となっています。また対象業種の実績として、劇場の特定天井の準構造化の竣工実績および延床面積15,000㎡以上の劇場を含む複合施設、かつ客席900席以上の劇場の改修設計の竣工実績を求めています。また技術者として、主任設計者、意匠設計担当者、構造設計担当者、機械設備設計担当者、電気設備設計担当者を適正に選任できることを求めています。また、同一時期に発注を掛けた契約案件に関して受注制限を行っています。業者の選定状況については、2社応募がありました。入札の結果は、株式会社佐藤総合計画が落札者となりました。

○秦委員

業者の対象として共同運営格付順位が1位から30位となっていますが、申込業者は2社しかありませんでした。競争性が極めて限られています。もう少し業者数を増やす方策はないのですか。

○契約課長

業者数が少なく、また対象を広げすぎても確実に履行可能かどうかという問題もあり、対象の拡大に関する件については、庁内の審査会で確認していきたいと考えます。

○秦委員

共同運営格付順位が30位となると、どの程度の規模の事業者になりますか。

○契約制度改善担当係長

設計については700社程度の登録があり、

30位となるとかなりの規模の事業者で、かなりの大きな工事が可能な事業者になると考えられます。

○秦委員

対象範囲を狭めれば入札事業者は少なくなるが、対象範囲を広げると品質の問題が出てくるので、その折り合いをどう考えるかは難しい問題であることは承知しています。

○鈴木委員

ギャラクシティについては、建設されてから30年以上の年月が経っていますが、建て替えという考え方はなかったのですか。

○西部地区建設課長

ギャラクシティは都営住宅の中にあり、単純に建て替えをすることはできません。また、継続して借りられる訳ではなく、限りある年数を考えると改修で対応していくことになりました。

○鈴木委員

委託概要の中に、地震対策に関する内容が盛り込まれていませんが、どのように検討されたのですか。

○西部地区建設課長

建物自体に関する耐震性は採られている状況です。強いてあげれば、「7 特定天井の実施設計業務」ということで、ホールの天井について暫定的にネットを掛けるような形で安全対策を採っていますが、今回はこの暫定的な対応を本改修していきます。

○鈴木委員

今回の設計終了後に新たな課題が出れば、大規模改修に向けて次の対応策を検討するということになりますか。

○西部地区建設課長

建物の使用期間について流動的な部分もあるので、あくまで今の条件の中で延命策を検討していきます。

○鈴木委員

実際に設計して条件等が違ふということで、契約変更を行う可能性はありますか。

○西部地区建設課長

今のところありません。ただし、建物の使用期間が延びた場合は、その時点で追加の工事を検討する可能性はあります。

○鈴木委員

ギャラクシティの使用が終了した場合は、どのようなになりますか。

○地域文化課広域施設係長

ギャラクシティの契約期間が切れる時期に、都営住宅の建て替えの判断が行われることになっています。建て替えという判断になれば、ギャラクシティが使用できなくなります。ギャラクシティは文化ホールと子どもの遊び場の複合施設になっており、ホールや子ども施設を別な場所に作るかどうかの検討が必要になってきます。

○飯塚会長

建物の契約はいつまでですか。

○地域文化課広域施設係長

令和26年です。

○西部地区建設課長

少なくとも20年間維持しようと考えた場合、大規模改修が必要という判断になりました。

○飯塚会長

その頃には、都営住宅は築50年ぐらいになりますか。

○西部地区建設課長

その頃に50年ぐらいになります。

○飯塚会長

50年くらいが建て替えのタイミングなんですか。もう少し延ばすこともありますか。

○西部地区建設課

東京都の判断によるようになります。現時点では、20年後の対応についてはわからない状況です。

議案第3号 西新井第二小学校スポーツ照明設備改修その他工事

○工事契約係長

契約方式は公募型指名競争入札、契約金額は3770万円余、契約の相手方は株式会社ツーピース、区内事業者になります。委託概要につきましては、スポーツ照明設備工事となります。入札参加資格要件ですが、区内事業者認定基準により区内本店・支店の事業者であること、電気工事の共同運営格付がAまたはBの事業者となっています。また、申込日時点で過去5年間の完成工事高の実績が、4千万円以上、1億円未満である場合は、Cランクの事業者がランクアップ対象となっています。また、電気工事で、申込日現在で過去7年間の最高完成工事高の実績も求めています。ただし、区内本店事業者の場合は条件を緩和しています。また、この案件については、受注件数の制限を行っています。次に事業者の選定状況ですが、24事業者を選定しています。次に入札の状況ですが、最低制限価格内の事業者が10社、最低制限未満の事業者が1社、辞退が5社、不参が1社です。また受注制限などにより無効となった事業者

が7社あります。

○秦委員

ランクアップ対象をCランクにするなど入札参加要件を緩和することにより、何社ぐらい入札参加者が増えたのですか。

○工事契約係長

ランクアップで申込み事業者は、それほど多くないです。

○秦委員

「入札参加制限中であっても、補充指名となった場合は、当該案件への入札参加は可能です。ただし、落札時は、補充指名であっても希望者と同様に入札参加制限の対象となります。」の記載について説明してください。

○工事契約係長

今回は6000万円未満なので入札参加制限の対象案件ではないのですが、仮に6000万円以上であった場合は、落札すると入札参加制限の対象になるということです。

○鈴木委員

参加資格要件に経営不振の状態にないこととありますが、ニュースで建設業の倒産が増えていると聞くと、足立区の小規模事業者は大丈夫かどうか心配になります。現在、足立区内で倒産につながるような話しは出ていますか。

○契約課長

足立区の場合は、倒産が多いという話しは聞いておりません。厳しい状況であるとは考えますが、数字で目に見えて事業者数が減っている状況ではないと考えています。

○鈴木委員

人手不足倒産を心配しています。そのため、

入札を実施する時も、厳しい状況ではないかと思います。競争性を重視しても、選べる事業者が減ってきているのではないですか。

○契約課長

今、工事の入札は区内事業者優先で実施していますが、限られた中で実施していくのは厳しい状況です。また、区外に広げたとしても、契約を取り巻く状況は全体的に厳しいと考えます。そのため、制度だけの問題ではなく、発注時期等についても考えていかなければならないと考えます。

○飯塚会長

発注票のダウンロードについての可否が問題になるとはどういうことですか。

○契約課長

発注票をきちんと見た上で積算すればよいのですが、発注票をダウンロードしていないということは、中身を見ていないということになります。

○飯塚会長

入札金額が、各事業者で非常に近いのですが、本件は積算していくと金額が近くなるような工事だったのですか。

○契約課長

予定価格が公表されているため、どれだけ下げられるかということになりますが、各事業者は、過去の実績や独自の調査により、どれくらいであれば落札できるかを検討して入札していると考えます。

・物品契約2件

議案第4号 テレビ通訳サービス業務委託

○物品契約係長

契約方式は指名競争入札、契約種別は委託に

なります。契約金額は3, 124, 440円、契約の相手方は、株式会社スマートボックスで区外事業者です。契約期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までになります。業務内容については、日本語による意思疎通が困難な外国住民等が区民事務所に来所した際、タブレット端末を利用した通訳サービスを業務委託するものです。審議対象として、競争入札参加資格の審査結果については、5社を指名しており、株式会社テリロジーサービスウェアと株式会社スマートボックスが下見積業者です。他3社については、プライバシーマーク等の資格を満たす事業者のうち、他自治体で同様案件に参加している事業者の中から選定しています。入札経過については、下見積業者2社のみ参加で、他3社は不参加となりました。落札率は71.4%となっています。

○秦委員

足立区は外国人が多いため、業務のニーズは高く、非常に重要だと思います。利用時間数が1月20時間で18か所ですが、これで足りていますか。

○地域調整課管理係長

1月1, 200分という時間についてですが、昨年度は若干超過しています。年間に直しますと14, 400分になりますが、昨年度の1年間の実績は361分超過し、14, 761分の利用となっています。そのため、今年度は、1月1, 250分、年間で15, 000分に増やしています。そして、月単位ではなく、年間15, 000分での契約に改め、年間で超過した分について、契約変更をした上で支払うようにしました。

○秦委員

時間を超過してもサービスは受けられるということですね。

○地域調整課管理係長

そのとおりです。

○秦委員

事業者は東京23区内ですか。

○地域調整課管理係長

事業者は横浜です。

○契約課物品契約係長

電子登録している事業者であれば東京23区に限らず入札は可能です。

○秦委員

株式会社スマートボックスの落札金額が非常に低く、落札率が7割程度です。最低制限価格との関係ではどうですか。

○契約課物品契約係長

最低制限価格を設けるのは一部の案件のみで、今回の案件については最低制限価格を設けていません。

○飯塚会長

5社を指名して3社が不参となっていますが、不参の理由はわかりますか。

○契約課物品契約係長

今回の案件についてはわかりませんが、不参の理由で多いのは、全く興味がないとか、電子で指名しているため気づかなかったということなどです。

○飯塚会長

5社を指名して2社しか参加しなかったことを考えると、もう少し指名しておけばよかったのではないかと思いますか。

○契約課物品契約係長

予定金額によって指名数が決まっており、予定金額が400万円ですと5社の指名となります。

○鈴木委員

前年度と今年度で契約事業者は変わりましたか。

○地域調整課管理係長

同じです。

○鈴木委員

以前に印鑑証明を取りに行った際、外国の方と職員が話しをしている時に「この端末を見てほしい」と言っているのを見ましたが、その端末がこの委託のものですか。

○地域調整課管理係長

そのとおりです。端末の先に契約先のオペレーターがいて、日本語で問いかけたものを翻訳して画面上に返します。そして、その画面を見た外国の方が母国語で話し、それを日本語に訳して画面上に返します。このように、三者でのコミュニケーションを取るためのサービスとなっています。

○鈴木委員

私が見た限りでは、そのように接触しているようには見えませんでした。一方的に画面を見せて、日本語のわかる友人を連れてくるよう言っていたとしか見えませんでした。

○地域調整課管理係長

その方が、どのような要件で、どちらの区民事務所に行ったのかわからないので、どのような対応だったのかわかりませんが、日本語でコミュニケーションが取れない方に対して導入しているサービスで、各区民事務所で実際に利

用されています。

○鈴木委員

区民事務所の窓口は委託ですか。

○地域調整課管理係長

区の職員です。

○鈴木委員

冷たい対応だと見ていました。

○地域調整課管理係長

申し訳ございません。本筋から外れますが、最近、特に外国の方の手続きで多いのが、日本語学校に通われる方が住み始めて、日本語学校のスタッフの方が7, 8人、時には10人以上の外国の方を引き連れて手続きに来るような場合です。そうした場合は、日本語学校のスタッフが間を取り持って手続きを行うという事例を聞いています。

○鈴木委員

わかりました。そういう意味では、区としては対応しているということですね。

○地域調整課管理係長

年々外国の方の転入が増加していますので、サービスの需要は伸びていると認識しています。

○田中副会長

テレビ通訳サービスは、いつからスタートをしているのですか。

○地域調整課多文化共生担当係長

令和元年からになります。

○田中副会長

毎年、1年契約なのですか。

○地域調整課多文化共生担当係長

そうです。

○田中副会長

同じ事業者が発注しているのであれば、複数年契約であっても良いのではないかと思いますのですが、単年度契約とする理由は何ですか。

○地域調整課多文化共生担当係長

テレビ通訳については色々な事業者が参入しているサービスであり、どの事業者を利用してもサービスの質が変わらないので、金額の安い事業者と契約することが適切と考えています。

○田中副会長

毎年、事業者が変わっても、サービスには影響がないということですか。

○地域調整課多文化共生担当係長

そうです。他の事業者でも同様なサービスを提供できるものと考えています。

議案第5号 設備環境管理業務委託

○物品契約係長

契約方式は公募型指名競争入札、契約種別は委託、契約金額は2億4860万円になります。契約の相手方は、株式会社モスコム足立支店で区内事業者です。契約期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日になります。本業務の内容は、本庁舎の設備運転管理業務、設備点検保守業務、環境衛生管理業務になります。総括責任者等の従事者に資格要件があります。審議対象として、競争入札参加資格の審査結果については、公募型で7社で競争をしています。入札経過については、落札率は93.51%で、最低制限価格の設定をしていますが、最低制限価格未満の事業者はありませんでした。

○秦委員

モスコムと光管財で、毎年度のように契約者が変わっています。この委託はスタッフが30人近くいて、業務は広範囲に亘っていて、本庁舎の一番基幹となる業務です。そのため、安定運用が最も重要と考えられますが、毎年、契約事業者が変わるということは問題です。前回に審議案件となった際の問題に対する回答は、予定価格を作成する際に検査項目が非常に多く年度によって違うので出来ないとか、北館の改修との関係で出来ないとの回答でした。毎年、基幹となる業務の事業者が変わることは、トラブルとなるリスクがあるように思えますが、その点について評価や検討などは行わないのですか。

○庁舎管理課長

リスクのお話しにつきましては、毎年、事業者が変わるのでリスクが高いということもあろうかと思うのですが、仕様書や仕様書の中身のチェック機能を果たすことによって、毎年、事業者が変わったとしても上手く機能している状況です。

○秦委員

業務が単純であればいいのですが、本庁舎全体に対する業務です。何かあった場合は職員が対応できる状況ですので、対応がきちんとできるということだと思います。しかし、従事者の配置が30人近くいて、事業者が変わると従事者も全て変わることになります。そのため、管理する側から考えると、不安になる部分もあると思いますが如何ですか。

○庁舎管理課長

資料49ページをご確認ください。従事者の人員配置については、平日の日直で12人、宿直で3人を配置しています。先ほど申し上げた

とおりなのですが、このような体制で業務が機能しています。現在は北館の改修工事を行っていますが、不安定さを安定的に行うためにしっかりと実施しています。

○秦委員

これまでは円滑に行われているので良いということではなく、人が変わるのでトラブルが起りやすい状況にあると思います。何かあった場合に大変なので、安心感が欲しいと思います。

○田中副会長

人が変わることに关してはあまり心配はしていませんが、現在、二社で競争している状況を競争性があると思えるのかが問題だと思います。また、内容的に見ても、複数年度の契約で良いのではないかと思います。

○秦委員

この委託について、過去に複数年で契約していた時期はありますか。

○庁舎管理課本庁舎管理係長

複数年契約については、かなり前にあったと思います。

○総務部長

過去の契約状況を確認して、メリットとデメリットを整理したいと思います。

○秦委員

足立区にとって、庁舎管理の安全・安定運用が必要ですので、この点について問題があるかないかの判断を確認したいです。問題があれば、チェックして問題がないようにしていく必要があります。

○総務部長

現時点では問題はないとのことですが、角度を変えた見方も必要かと思しますので、もう一度点検し直していきたいと考えます。

○鈴木委員

駐車場の管理も、この委託に含まれていますか。

○庁舎管理課本庁舎管理係長

運営管理ということであれば、別の警備委託で行っています。

○鈴木委員

駐車場の発券機の管理は、この委託に入っていますか。

○庁舎管理課本庁舎設備係長

駐車場の発券機の管理については、この委託に入っています。

○鈴木委員

満車の表示が出ていても駐車場が空いていたり、満車の表示が出ていなくても満車であったりしますが、発券機はきちんとチェックされているのですか。

○庁舎管理課本庁舎管理係長

満車・空車に関しては、想定台数の決め事の中で管理しています。ただし、国道側と区道側の両方から出入があるので、そのタイムラグの点で差異が発生いたします。

○飯塚会長

入札をした7社のうち5社が予定価格を超過していますが、何か考えられる理由がありますか。

○庁舎管理課本庁舎設備係長

見積りを取っている部分と庁舎管理課で積

算している部分との積上げで予定価格を作成していますが、何故、事業者が予定価格を超過してしまったかの理由についてはわかりません。

【事務局注：以下について各委員に後日報告した】

1 単年度契約の経緯について

○飯塚会長

お諮りします。議案第1号から議案第5号までの契約手続きは適正であったと認められるということでご了承いただけますでしょうか。

—全委員了承—

3 報告事項

(1) 令和7年度定期監査結果について

○契約課長

5月の月上旬に定期監査を受けましたが、監査委員からの指摘事項等については、ありませんでした。ただし、庁内の分割発注に関することや、再委託に関することについて、代表監査委員から注意するようにとの意見をいただきました。

まず、工事契約の実績についてですが、合計件数342件、そのうち区内事業者が272件、区外事業者が70件、約8割が区内事業者でした。金額についても、同様な割合です。次に物品契約の実績についてですが、競争見積が714件、特命随契が1046件、入札が1183件、合計で2943件でした。続いて、検査の事務処理実績です。工事検査は990件、物品検査は233件でした。検査件数が増加している理由としては、物価高騰や人件費等の上昇により、今まで主管課検査であったものが契約課検査の対象になったためではないかと考えられます。

次は事務事業評価調書です。指標1の契約件

数ですが、令和3年度から令和6年度にかけて増加傾向となっています。今後の方針といたしまして、令和4、5年度に契約制度の改正を行い、引き続きその検証を進めていくこととしています。また、物品契約に関しては現在、指名競争入札がほとんどで、新規事業者の参入が難しい状況ですので、より公平に入札ができるように公募型指名競争入札制度の拡大について検討を進めていきたいと考えています。また、近年の急激な物価高騰、労務費の上昇、深刻な人材不足など、入札契約制度を取り巻く環境が大きく変化しているため、新たな課題にも対応していきたいと考えています。

次は違約金の状況です。渚江小学校全体保全計画にかかる改修工事設計委託についての違約金が1,914,000円となっていますが、所管課では何度もやり取りと重ねて設計をお願いしていましたが、結局できないとして解除になった案件です。不誠実な対応であったため、指名停止といたしました。

次は小規模契約希望者制度の実績です。令和4年度から6年度の工事契約の実績ですが、毎年、同じような件数で推移しています。区内の小規模事業者の活用については、令和4年度の途中から、必ず登録事業者1人以上から見積をとるように全庁にお願いをしていますが、なかなか活用が進んでいない状況です。そのため、引き続き各所属に対して、小規模契約希望者を活用するよう働きかけを続けていきたいと考えています。

(2) 指名停止措置状況について(2月～5月)

○契約課長

指名停止は、工事契約6件、物品契約9件ありました。128頁の9件については、国土交通省から建設業法に基づく営業停止処分を出されたものです。不正に資格を取得した職員を配置していたということで営業停止処分を受けているので指名停止としました。TOPPA

Nエッジ株式会社については、豊島区で指名停止となった事案で、足立区の契約では問題はありませんでしたが、指名停止を行いました。次の3社については、公正取引委員会から排除措置命令が出ているものです。供給予定者を一定の業者の中から順番に選んでいたもので、指名停止を行いました。株式会社土井洋三建築設計事務所については、先程の洲江小学校の関連で、所管課から何度も進捗確認や指示を行ったにもかかわらず、誠実な対応をしなかったとして指名停止をしました。最後の東京福祉バス株式会社については、障害福祉センターの送迎バスですが、5月に事故を起こしましたので指名停止としました。

(3) 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(新労務単価)に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について

○契約課長

例年と同様に、インフレスライド条項の運用について、国からも通知が来ましたので、今年度も実施しています。

(4) 低入札調査案件について(2月～5月)

○契約課長

調査対象は4件ですが、実際の案件は3件です。まず、(仮称)第三上沼田保育園新築工事です。事業者の聴取と庁内の審査会を行い、積算について漏れなく出来ており、労働者の供給も問題ないとのことで、この価格でも十分に対応可能という判断になりました。次に、区営大谷田二丁目アパート3・5号棟解体工事です。解体工事は、XXXXXXXXXX低価格での入札の傾向になっています。事業者から積算の根拠となる書類の提出やヒアリングを行い、特に問題なく履行可能として落札者となりました。最後に、区営新田二丁目アパート解体工事です。5月23日に最低価格の株式会社ティーバランスとヒアリングを実施して、履行した案件で事

故や問題はないかとの質問に対して、特に重大な事故や問題を起こしてないとの回答でした。しかし、区で調査したところ、江戸川区で履行成績不良により7月31日まで指名停止中であることが判明しました。このヒアリングを受けて、5月26日に庁内の審査会を行い、江戸川区での履行不良による指名停止を受けていることや、過去の足立区の工事でも良くない状況であったので、適正な履行ができない可能性が高いという理由で落札者とししない判断になりました。この件について、5月30日に弁護士相談を行い、落札者とししないことについて妥当であるとの判断をいただきました。そして、6月2日に弁護士相談の結果を受けて、改めて審査会を行い、落札者とししない決定をしました。その後、二番手の事業者も低価格の対象となっていたので、ヒアリングを行い、調査の結果、問題がないとのことで二番手の事業者を落札者に決定しました。

○鈴木委員

低入札の件について、江戸川区の指名停止については、区の職員が偶然に発見したものでか。

○契約課長

偶然ではなく、事業者については、毎回、調査を行っています。

○秦委員

この事業者については、過去にも指名停止となっていると思うのですが、それはわからなかったのですか。

○契約課長

担当所属課で、過去の指名停止を受けている事業であることを把握していました。

○秦委員

江戸川区の指名停止より前に、足立区の過去の指名停止で引っかからないのですか。

○総務部長

指名停止が終了していれば、参入ができます。

○田中副会長

他の区で指名停止を受けている場合、足立区の入札に参加できるのですか。

○総務部長

参加できます。

○契約課長

他の自治体で指名停止を受けている場合でも、個々の案件に関する指名停止であれば、足立区で指名停止にしない場合があります。

○秦委員

他の自治体が指名停止をしているかを確認することは、難しくはないのですか。

○契約課長

全てを排除することは難しいです。

4 その他事項

(1) 定例審議案件の件数及び抽出方法について

○契約課長

定例審議案件について、区議会からご意見をいただいています。契約案件について、第三者によるチェックをより強化したほうが良いのではないかと思います。そこで、審議会の進め方などについて、改善やチェック強化できる仕組みを考えています。一つは、5件の審議案件を増やすということが考えられます。なかなか短い時間の中で、件数を増やすのは難しいと思いますが、各委員の意見を伺いたと思います。もう一つは、5件の案件の選び方につい

てです。現在は1人の委員が5件を全て選んでいます。それを委員全員で選ぶ方法にするというものです。他にも、いいアイデアがあれば伺いたいです。今回は目出しということで、こういったことが出来るのかについて、今年度に議論いただけたらと思います。

○田中副会長

審議案件を全員で行うということは、全員が案件を5件ずつ出して、複数人が選んだ案件を出していくということですか。

○契約課長

そういう考え方もあると思います。

○総務部長

現在は当番制で一人の委員が5件の案件を選んでいますが、それを複数人の見方から選んだほうが良いのではないかとこの考え方と、全体で200、300件もある案件から抽出はたった5件かという意見でした。その意味で、案件数と複数人からの見方が、もっと充実していけばいいのではないかとこののがご意見の趣旨です。しかし、今回も5件の案件を色々な角度から検討すると、この時間では限界があると考えますので、この件について各委員からのご意見を伺いたと思います。

○秦委員

各委員が案件を出した場合、内容が一致していればよいのですが、一致していない場合にその調整をどうするかという問題があります。その調整をまた各委員でやるというのも問題です。その調整を事務局でやるのかということも問題です。また、件数を増やすことについても、5件の案件を2時間で年3回の審議会を実施しています。件数を増やす場合、1件当たりの審議時間を減らすとなると、審議を充実させるべきところを軽減することになります。それ

ができないとなると審議会の開催回数を増やすのかということになり、臨時会ならよろしいですが、定例会を増やすことは難しいのではないかと思います。また、案件の選択については、全員でやるのが困難であれば、段階的に増やすという考え方もあります。案件選択を一人から二人で行うことにして、試行錯誤して全員で行う方法を検討するなど、どのように選択していくかのルールを決めていく必要もあります。案件の内容についても、時期によって重要案件の有無や同様な案件が多くなる場合があるので、複数人で選択すると調整が難しくなります。一方、チェックの充実については、現在、担当課が審議会に出席しているので、中身の濃い議論ができていて充実していると考えます。

○契約課長

昨年度の第3回目から所管課も審議会に出席することにしたので、より深く議論できるように変えてきています。

○鈴木委員

審議会で常に契約について多くの問題がありますという報告があれば、この審議件数では少ないということになりますが、現状では問題が起きていないので審議案件の件数を増やすことについては賛成できません。ただし、件数が少ないので充実してほしいということであれば、件数を増やすよりも問題の有りそうな契約、例えば金額に関係なく何回も不調不落となった案件を選べばよいのではないかと考えます。監査の面からチェックして問題点を見つけることはありますが、審議会でチェックして問題点を見つけるということは必要ないと考えます。

○秦委員

区民の立場から考えると、区の契約は非常に多く、刑事事件や情報漏洩の問題もあったので、

監査のチェックだけでなく、第三者の目でチェックしていくことも重要なことだと思います。

○契約課長

区議会議員の意見は、この審議会に限っての話ではなく、第三者機関のチェックと広く言っているので、監査を含めて色々なチェックが必要だと思います。

○鈴木委員

行政として国、東京都があつて、その下に足立区もあるので、仕組みとして足立区が独自でやることはほとんどないと思っています。足立区は問題が起きたら、そこを集中的に対応すべきであり、チェックを増やすことについてはあまり賛成できません。

○飯塚会長

当番の委員が1人で選定している審議対象を、全員で行うのは調整が大変ですし、全員の総意で審議対象を決めるよりも、色々な目で選択して交代で行っていく現在の方法のほうが、色々な案件を色々な方向からチェックできるので良いのではないかと思います。5件の案件数を増やすことについても、1件あたりのチェックが薄くなってしまうので、回数を増やすのは難しいと思います。また、鈴木委員の意見の増やすとしたら問題のある案件ということについては、5件を4件にして追加する方法もあると思います。担当所属課を審議会に出席させることについては、直接に説明や質疑応答を受けることができ、審議が充実して良い効果ではないかと思います。

○田中委員

一人で選択して良いと思うのは、今回、私が選択した案件も私の独自性の現れであり、各委員も興味がそれぞれ違うので、違う内容の案件が選択されると思います。鈴木委員の提案の不

調不落になった案件の選択も良いのではないかと思います。

○総務部長

今のやり方に問題はないとのご意見だったかと思いますので、そのまま継続しつつ、工夫できるところを考えていきたいと思っています。

○秦委員

前回、低入札価格調査について、何らかの形で外部からの目があるほうが望ましいということで、この審議会で報告を受けて若干の質疑応答を行っていますが、この件についての関与の仕方は従来どおりでよろしいのでしょうか。それとも、関与を増やしたり、本格的に議題としたりするのでしょうか。

○契約課長

その後、大きな議論となっていないので、今のやり方で問題ないと考えています。

4 閉会

○飯塚会長

事務局から連絡事項があればお願いします。

○契約課長

少額随意契約について、令和7年4月から国が見直しをしたので、足立区でも令和8年1月に見直しを検討しています。法令上限額を、工事については200万円まで、物品については80万円までに変更したいと考えています。

○秦委員

賃貸借について、地方自治法施行令上賃貸と賃借は取扱いが異なるため、不正確になるので区別したほうが良いと思います。また、メリットで、主管課の契約は増えることになりましたが、「業者との癒着や贈収賄などのリスクを抑制できる」という表現は、誤解を招く恐れがある

ので、表現の見直しが必要かと思います。さらに、デメリットで、「主管課で対応できる契約数が抑制される」という点についても、表現に疑問を感じます。

○契約課長

メリット、デメリットについては、ご意見を参考に見直したいと思っています。ただし、金額については、この内容で進めていきたいと考えています。

○飯塚会長

本日の審議会はこれまでとします。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願います。委員全員が内容を確認後に、区長へ提出といたします。よろしいでしょうか。

ー全委員了承ー

○飯塚会長

以上をもって令和7年度第1回足立区公契約等審議会を閉会します。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝いたします。